



老介発0618第1号
平成30年6月18日

高齢者住まい事業者団体連合会
代表幹事 市原 俊男 様

厚生労働省老健局介護保険計画課長



利用者負担割合の見直しの内容の周知について（協力依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年8月1日から、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、現役並みの所得のある方の介護保険の利用者負担割合を3割とすることとしています。

つきましては、別添のとおり今般の見直しについてのリーフレットを作成しましたので、貴会会員施設又は貴会会員への周知について、特段の御配慮及び御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、各自治体に対しても、同様のリーフレットをお配りしているところであります。